

第3次飯塚市総合計画に関する 12地区市民懇談会

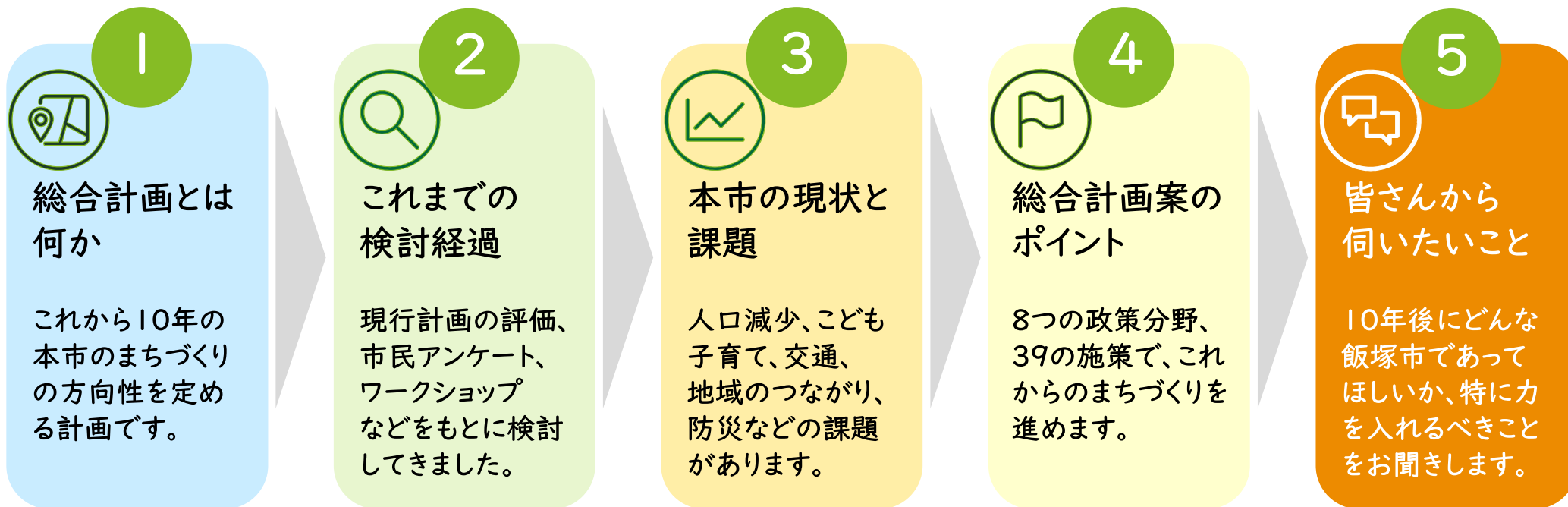
これから10年の飯塚市のまちづくりを考える



生成AIにより作成したイメージ図です

今日お話しすること

これから10年の飯塚市のまちづくりについて、これまでの検討経過と計画案のポイントをお伝えし、皆様のご意見をお聞きします。



ポイント 市民の皆さんの声やこれまでの評価を踏まえて作成した計画案について、分かりやすくご説明し、ご意見を今後の計画づくりにいかします。

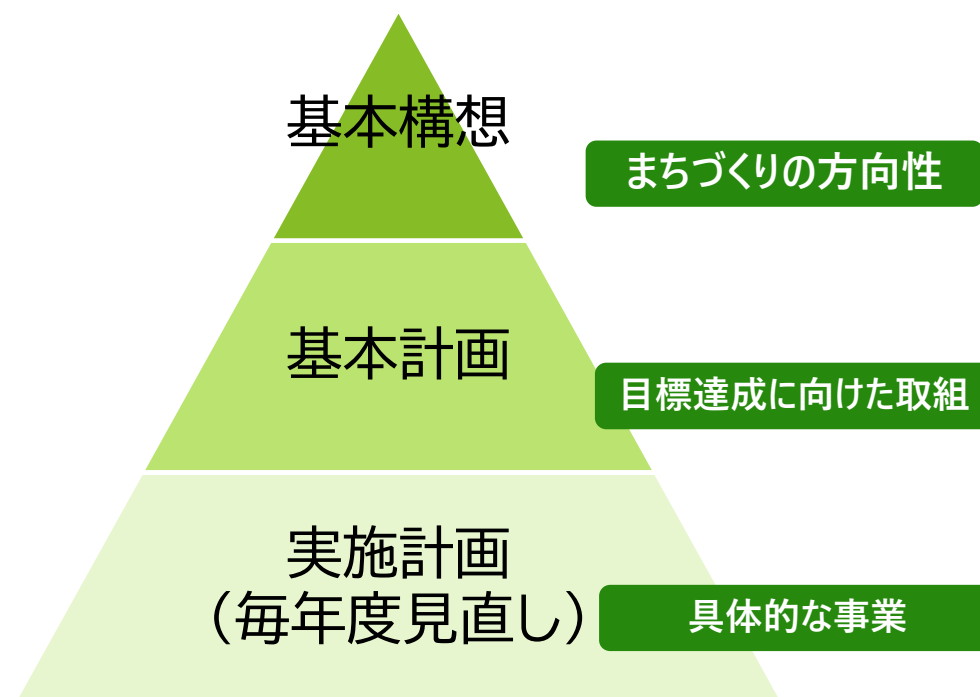
Ⅰ 総合計画の仕組み



これから10年の本市のまちづくりの方向性を示す「まちの設計図」です。

- ◆本市の最上位計画です。
- ◆これから10年間のまちづくりの方向性を定めます。
- ◆こども・子育て、医療・福祉、交通、防災など暮らしにかかわる計画です。

計画期間
2027～2036年度(10年間)



ポイント

行政だけの計画ではなく、市民の皆さんとこれからの本市を考え、共有していくための計画です。

Ⅰ 総合計画をつくる4つの考え方



社会の変化に対応し、市民の皆さんと共有しながら進める「実効性のある計画」を目指しています。

①社会の変化に対応する計画
(少子高齢化や人口減少などに柔軟に対応する)

②持続可能なまちづくりの計画
(長い目で見たまちづくりの方向性を示す)

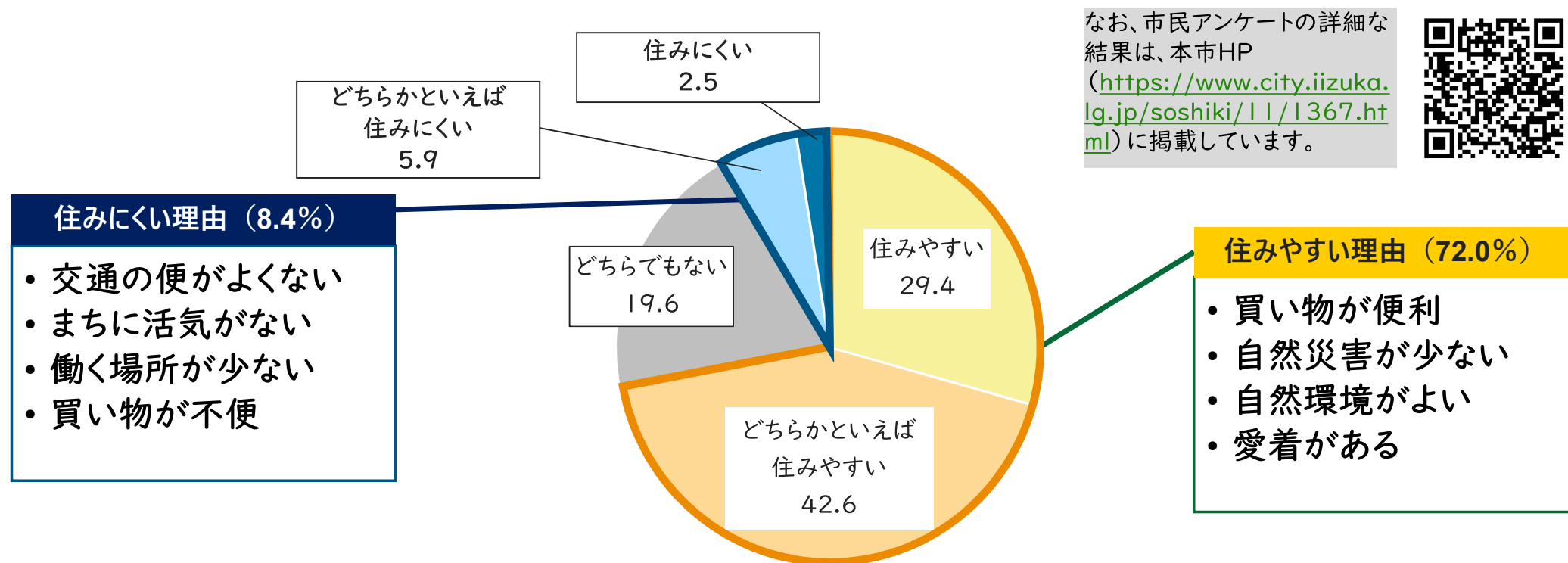
③実行し、見直していける計画
(進み具合を確認し、必要に応じて見直せる)

④市民と共有できる計画
(市民・地域・事業者・行政が同じ目標を共有できる)

2 市民アンケートから見た本市の住みやすさ



市民アンケートでは、本市を「住みやすい」と感じる人が7割を超えています。



ポイント 地域差はありますが、全体としては、買い物の便利さや自然環境などに強みがある一方、交通の便やまちのにぎわい、働く場などに課題があります。

2 行政サービスへの満足度と今後の重要度



市民アンケートから、満足している分野と、今後特に力を入れてほしい分野が見えてきました。

◆市民アンケートでは、本市の取組について、満足度と重要度をたずねました。

満足度が高い分野	
公園・緑地の整備	31.3%
保健・医療の充実と連携	23.8%
消防・救急体制の充実	18.9%
情報共有の推進	17.6%
健幸都市づくりの推進	15.5%

不満度が高い分野	
商業の振興	38.7%
定住環境・公共交通の充実	37.2%
観光の振興	35.4%
就労支援の充実と労働環境の整備	29.4%
財政の健全化	28.2%

重要度が高い分野	
保健・医療の充実と連携	43.9%
災害・減災対策の充実	43.6%
消防・救急体制の充実	43.3%
生活安全の向上	41.2%
上下水道の整備	40.9%

ポイント 保健・医療や防災などは重要度が高く、一方で、商業、公共交通、観光、就労などは不満が大きい分野となっています。今後の計画では、こうした市民ニーズへの対応が重要です。

2 ワークショップで出た主な声



ワークショップでは、本市の強みへの実感と、交通・遊ぶ場所・にぎわい・情報発信などへの課題意識が多く聞かれました。

いいところ

自然が豊か イベントが多い
食べ物がおいしい 商業施設が充実
やさしい人が多い

福岡や北九州へのアクセスがよい
医療機関が多く質も高い 地域活動が活発
子育て支援や教育資源が充実

中学生ワークショップ



もっとよくしたいところ

バスの便が少ない 遊ぶ場所が少ない
道路が凸凹している 商店街に人が少ない
外灯が少ない

市民ワークショップ



公共交通が不便 空き家・商店街の課題
夜間の街灯や こどもの遊び場が足りない
道路の不安
情報発信やデジタル化の不足

なお、ワークショップの詳細な結果は、
本市HP (<https://www.city.iizuka.lg.jp/soshiki/11/9980.html>) に掲載しています。

2 ワークショップから見た10年後の理想の姿



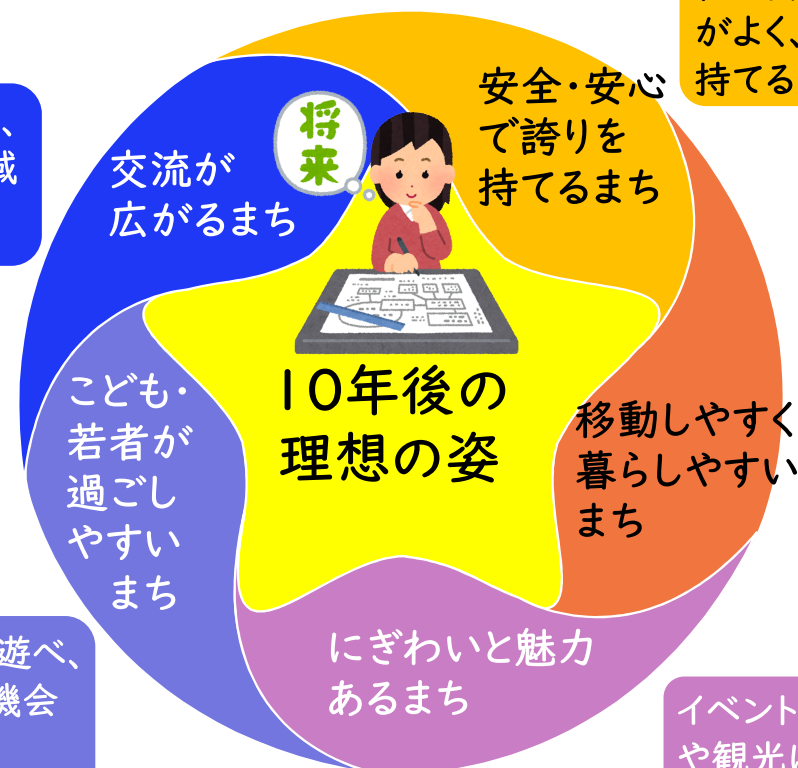
市民や中学生が思い描く10年後の理想の姿は、「暮らしやすさ」と「にぎわい」を両立し、誰もが安心して、自分らしく過ごせるまちでした。



地域のつながりが深く、
多くの人が集まり、地域
交流・国際交流がある



こどもが安心して遊ぶ、
居場所や学びの機会
が充実している



夜も安心して歩け、景観
がよく、きれいで誇りを
持てる



バスや道路などの
交通環境がよく、誰も
が移動しやすい



イベントが多く、商店街
や観光に活気がある



3 本市を取り巻く変化とこれからの主な課題



人口減少や高齢化など本市を取り巻く状況は変化しており、こうした変化に対応しながら強みをいかし、まちづくりの方向性を定めていきます。

①人口減少と少子高齢化の進展

- ・持続可能な行政経営の推進
- ・全ての人が健康でいきいきと暮らせる環境の整備
- ・安心して子育てができる環境の整備
- ・社会保障制度の適切な運営
- ・産業の振興
- ・教育環境の整備・充実と人材育成
- ・移住・定住施策の推進
- ・都市基盤・生活基盤の整備



②人権課題への対応と価値観の多様化

- ・一人一人の人権の尊重
- ・男女共同参画社会の実現
- ・生涯学習の充実



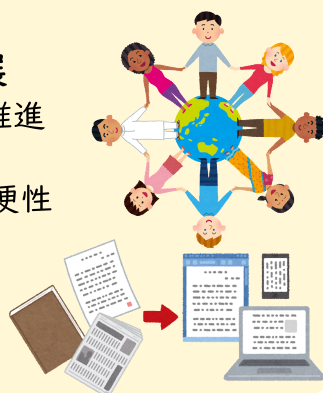
③地域コミュニティの再生と協働のまちづくりの推進

- ・地域コミュニティの再生と活性化
- ・協働のまちづくりの推進



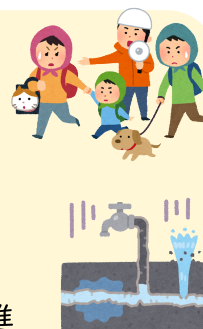
④グローバル化・デジタル化の進展

- ・多文化共生社会の推進
- ・情報発信の充実
- ・デジタル化による利便性の向上



⑤安全・安心の確保とインフラ老朽化対策の推進

- ・災害・減災対策の充実
- ・消防・救急体制の充実
- ・生活安全の向上
- ・公共施設の総合的管理の推進
- ・安全・安心な道路・橋りょう整備の推進
- ・上下水道施設の維持・管理



⑥地球環境問題への対応

- ・自然環境の保全
- ・循環型社会・脱炭素社会の実現



4 第3次総合計画が目指す都市目標像



本市の豊かな自然、歴史・文化、大学や医療機関などの強みをいかし、市民の幸せと未来をみんなで育んでいくまちを目指します。

本市の強み

- 豊かな自然
- 歴史・文化
- 大学と研究開発機関
- 充実した医療施設
- 九州の2大都市圏との良好なアクセス



【都市目標像】
人が輝き まちが飛躍する
住みたいまち
住みつづけたいまち
～幸せと未来を共に育む
いづか～

副題に込めた思い

- 一人一人が「幸せ」を実感できる
- 市民、各種団体、NPO、事業者等と行政が協力・連携する
- 本市の未来を共に育む
- 次の世代へ希望ある未来をつなぐ



ポイント

第1次総合計画から掲げてきた都市目標像を継承しながら、これまでのよい流れをさらに発展させ、筑豊の中心都市として希望ある未来を次の世代に引き継いでいきます。

4 5つのまちづくりの基本理念



都市目標像の実現に向けて、5つのまちづくりの基本理念をもとに、
これからのまちづくりを進めます。

1



人権を大切にする 市民協働のまち

人権が尊重され、市民参画と協働による活力ある地域づくりが進むまちを目指します。また、効果的・効率的な行政経営を推進し、質の高い住民サービスが実現するまちを目指します。

対応する政策分野
・人権・市民参画
・行政経営

2



共に支えあい 健やかに暮らせる まち

健康づくり、地域福祉、こども・子育て家庭への支援を進め、誰もが支え合い健やかに暮らせるまちを目指します。

対応する政策分野
・健幸・福祉
・こども・子育て

3



活力とうるおいの あるまち

農業、商業、観光などを通じて、地域経済が元気で活力あるまちを目指します。

対応する政策分野
・地域経済

4

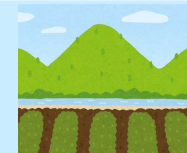


やさしさと豊かな 心が育つまち

教育、文化、スポーツ、生涯学習を通じて、豊かな心と学びが広がるまちを目指します。

対応する政策分野
・教育・文化

5



水と緑豊かな快適 で住みよいまち

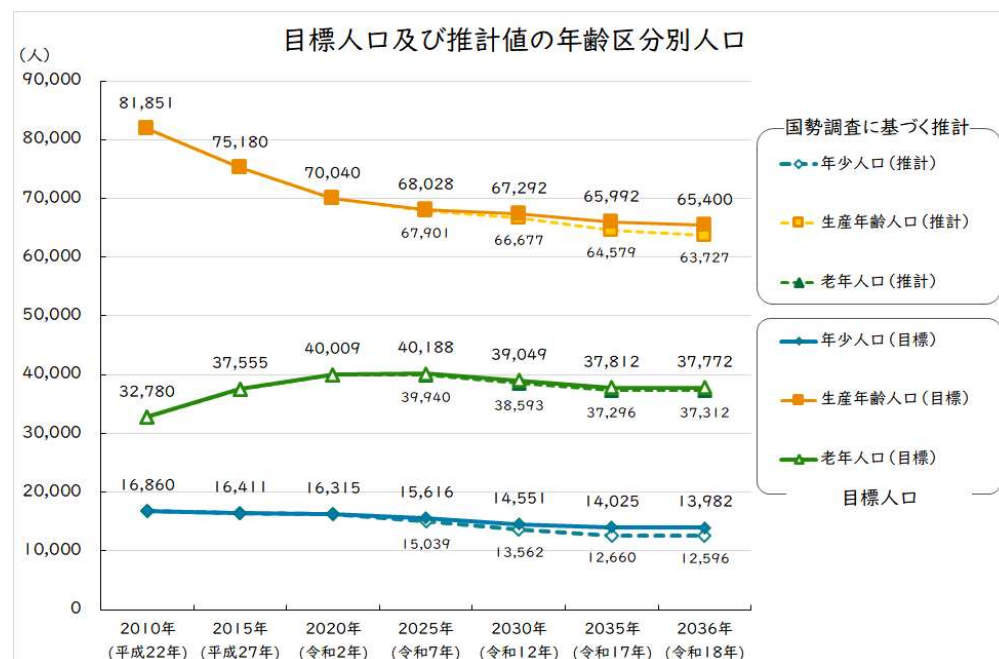
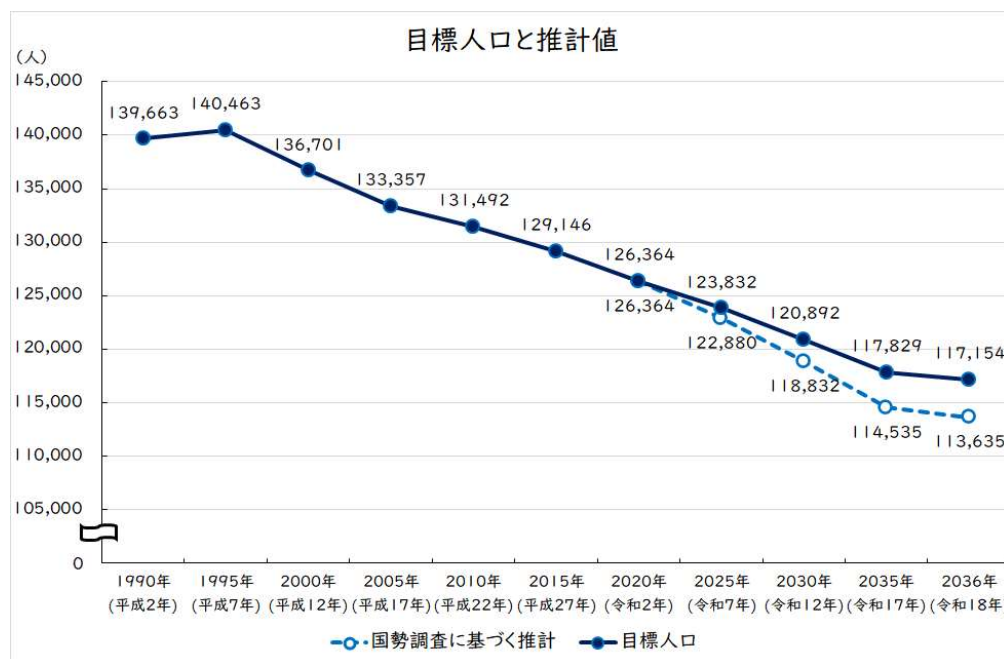
防災、交通、道路、公園、上下水道、自然環境などを整え、安全で快適に暮らせるまちを目指します。

対応する政策分野
・都市基盤・生活基盤
・自然環境

4 10年後の目標人口 118,000人



人口は今後も減少が見込まれますが、2036年の目標人口を118,000人と設定しています。



ポイント 若い世代の移住定住に向けた就業機会の拡大、子育て環境や教育の充実、地域活動の充実などにより、人口減少の抑制に向けた施策を講じます。

4 政策分野別方針（基本計画の全体像）



第3次総合計画では、8つの政策分野ごとに、これからのまちづくりの方向性と取組を整理しています。 ※8分野・39施策・140の基本事業で構成しています。

1. 人権・市民参画

- 人権
- 男女共同参画
- 協働
- 情報発信



2. 行政経営

- 行政運営
- 財政基盤
- 職員育成・確保



3. 健康・福祉

- 健康づくり
- 地域福祉
- 障がい者福祉
- 高齢者福祉



4. こども・子育て

- 子育て支援
- 保育環境
- こども・若者支援



5. 地域経済

- 農林業
- 雇用
- 地場産業
- 創業・起業
- 商業
- 観光



6. 教育・文化

- 学校教育
- 生涯学習
- スポーツ
- 文化芸術
- 歴史的・文化的遺産
- 国際交流



7. 都市基盤・生活基盤

- 防災
- 消防・救急
- 生活安全
- 土地利用
- 定住環境
- 公共交通
- 公園・緑地
- 道路
- 上下水道



8. 自然環境

- 自然環境
- 生活環境
- 循環型社会・脱炭素社会



4 政策分野別方針 1. 人権・市民参画



人権が真に尊重され、市民参画と協働による活力ある地域づくりが進むまちを目指します。

1-1. 人権尊重のまちづくりの推進

人権教育・啓発に取り組み、市民一人一人の人権が真に尊重されるまちづくりを推進します。

- ・ 人権教育・啓発の推進
- ・ 人権尊重のまちづくりに向けた総合的な取組の推進
- ・ 人権擁護施策の推進
- ・ 人権啓発センター事業の推進



1-2. 男女共同参画の推進

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを推進します。

- ・ あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり
- ・ あらゆる分野における女性の活躍推進
- ・ 男女が共に支え合い、安全・安心ですみよいまちづくり



1-3. 協働のまちづくりの推進

市民等、地域活動団体、市民活動団体及び市の協働による活力ある地域づくりを推進します。

- ・ 協働のまちづくりの推進
- ・ 自治会活動の支援
- ・ 地域コミュニティ活動の拠点づくりの推進



1-4. 情報化社会への適切な対応と情報発信の充実

市民がまちづくりに参画できるよう情報共有を図るとともに、情報の適切な管理と効果的な情報発信を推進します。

- ・ 広報の充実
- ・ シティプロモーションの推進
- ・ 市民参画機会の充実
- ・ 適切な情報管理の推進



4 政策分野別方針 2. 行政経営

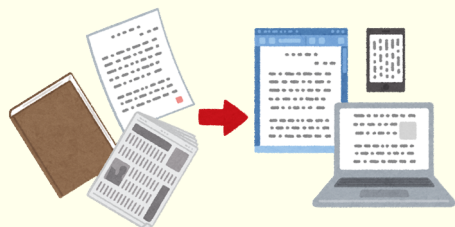


持続可能な財政基盤を確立し、市民ニーズや行政課題に適切に対応する柔軟かつ効果的・効率的な行政経営を推進します。

2-1. 効果的・効率的な行政経営の推進

多種・多様化する市民ニーズに適切に対応する柔軟かつ効果的・効率的な行政経営を推進します。

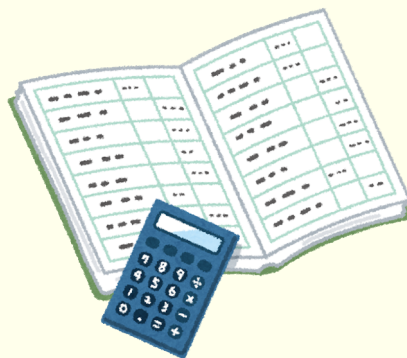
- 効果的・効率的な行政経営の推進
- 情報システム整備の適正な推進
- デジタル化による利便性の向上
- 広域行政の充実
- 公共施設の総合的管理の推進



2-2. 持続可能な財政基盤の確保

税の公平性を確保しつつ、収納率の向上を図るとともに、持続可能な財政基盤確立に向け、効率的な財政運営を推進します。

- 健全な財政運営の確立
- 市税等自主財源の適切な確保



2-3. 職員の人材育成・確保の推進

市民ニーズや行政課題に的確に応えられるよう、職員の能力向上・開発に取り組むとともに、貢献意欲の高い人材の確保を進めます。

- 職員の資質向上
- 公務を担う人材の確保
- 働き方改革の推進



4 政策分野別方針 3. 健幸・福祉



健康寿命延伸のための予防医療・介護予防の充実を図り、誰もが生きがいや役割をもって、住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちを目指します。

3-1. 健幸のまちづくり

市民一人一人が自分の健康に関心を持つとともに、主体的に心と体の健康づくりに取り組むための支援を行う「健幸のまちづくり」を推進します。

- 健康づくりの促進
- 各種保健事業の推進
- 医療機関との連携による取組
- 各種予防接種の実施



3-2. 安心して暮らせる地域づくり

人権が尊重され、互いに助け合う地域福祉活動を促進するとともに、「誰一人取り残さない」支援体制を充実させ、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

- 地域福祉の充実
- 包括的な支援体制の充実
- 安心できるセーフティーネットの強化



3-3. 障がい者福祉の充実

障がい者に関する正しい理解や社会参加を促進するとともに、福祉サービスの充実及び自立支援を推進します。

- 障がい者に関する理解促進のための啓発
- 障がい者の権利擁護の推進
- 障がい者の自立と社会参加促進に係る支援の強化
- バリアフリーのまちづくりの推進



3-4. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活への支援の充実を推進します。

- 高齢者を支える体制づくり
- 介護保険事業の充実
- 生きがいをもって生活できる環境づくりの推進
- 高齢者の人権擁護の推進



4 政策分野別方針 4. こども・子育て



全てのこども・子育て家庭への支援を推進し、こども一人一人の健やかな成長と自立を実現するまちを目指します。

4-1. 子育て支援の推進

全てのこども・子育て家庭への子育て支援や経済的支援を推進します。

- 経済的な支援の充実
- 精神的・身体的な支援の充実
- こども施策の推進



4-2. 安心して産み育てやすい環境づくり

こども一人一人に応じた教育・保育やサービスの充実に向け、保育士の確保を図るとともに質の向上を推進します。

- 就学前の教育・保育施設の整備
- 保育環境の充実
- 保育士の確保



4-3. こども・若者が健やかに成長する環境づくり

こども・若者の健やかな成長と自立を実現するため、学校・家庭・地域が連携したこども・若者の健全育成を推進します。

- こども・若者を地域で支える環境づくりの推進
- こども・若者の社会参加の推進
- 放課後児童クラブの充実
- 困難を有するこども・若者への支援の充実



4 政策分野別方針 5. 地域経済（Ⅰ）



多様な担い手の育成・確保、農林業の活性化、若者の定着と人材の育成、地場産業の振興を進め、地域経済が活性化するまちを目指します。

5-1. 農林業の振興

多様な担い手の育成・確保、農地集積の推進、農地や森林の多面的機能維持と活用への支援を推進します。

- ・ 多様な担い手の育成・支援
- ・ 担い手農家への農地集積
- ・ 農業者の所得向上とICT農業の推進
- ・ ブランド化による農産品消費の拡大
- ・ 農地や森林の多面的機能の維持
- ・ 有害鳥獣駆除対策
- ・ 耕作放棄地対策



5-2. 雇用促進と人材の育成

地域経済の活性化に加え、若者の定着や外国人材の雇用に向け、市内企業への就職を促進するとともに、人材の確保、育成を推進します。

- ・ 市内企業の雇用促進
- ・ 就業機会の創出と就労支援の充実
- ・ 地場産業を支える人材の育成と労働環境の整備



5-3. 地場産業の振興

経営環境等の変化に対応できるよう、地域経済全体の活性化に向け、地場産業の振興を推進します。

- ・ 新規事業の創出と事業の維持・拡大
- ・ 生産性向上支援の充実
- ・ 産学官連携の促進



4 政策分野別方針 5. 地域経済（2）



創業・起業の促進、商業・観光の振興を進め、地域経済が活性化するまちを目指します。

5-4. 創業・起業の促進と企業誘致

地域の起業力・企業力の向上を図るため、創業支援、地域企業のイノベーション促進のためニーズに応じた支援を推進します。

- ・ 創業・起業の促進
- ・ 企業誘致の推進



5-5. 商業の振興

地域商業の魅力を高めるため、商工団体と連携し持続可能な商業環境づくり等を支援することにより、地域経済の活性化を推進します。

- ・ 魅力ある商店街づくりの推進
- ・ 個店の経営力強化
- ・ 商業活性化の一体的推進



5-6. 観光の振興

観光地域づくりを進め、地域資源を磨き上げることで、滞在時間や消費額を増加させ、地域経済の活性化を推進します。

- ・ 広域連携による観光の推進
- ・ 観光地域づくりの実践
- ・ 特産品を生かした観光資源の開拓
- ・ 情報発信の強化
- ・ 公営競技事業（オートレース）の魅力強化



4 政策分野別方針 6. 教育・文化（Ⅰ）



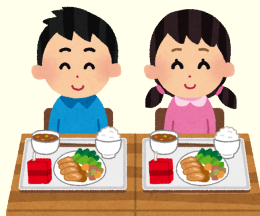
「かしこく」「やさしく」「たくましい」こどもたちの育成に向け、教育環境の充実を進めます。あわせて生涯学習社会づくりを推進します。

6-1. 人権を尊重する豊かな心・

健やかな体を育む教育の推進

豊かな心と生きる力を育み、健やかなこどもたちの育成を推進します。

- ・ 生きる力を育む教育の推進
- ・ 多様な背景を持つ児童生徒に対する支援の推進
- ・ 体力向上と健康増進の推進
- ・ 安全な給食の提供と食育の推進
- ・ 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進
- ・ 不登校児童生徒支援の推進



6-2. 確かな学力を育む教育の推進

「かしこく」「やさしく」「たくましい」こどもたちの育成に向け、教育環境の整備・充実などを推進します。

- ・ 学力向上の推進
- ・ 小中一貫教育の推進
- ・ 均等な教育機会の推進
- ・ 学校施設の環境整備の推進
- ・ 教員の資質向上



6-3. 生涯学習の振興

「いつでも どこでも だれでも」が学び、学習の成果を地域で生かせる生涯学習社会づくりを推進します。

- ・ 多様な学習機会の提供
- ・ 地域社会に学習成果を還元できる人材の育成
- ・ 社会教育施設の整備・運営



4 政策分野別方針 6. 教育・文化（2）



誰もが生涯を通じて、スポーツや文化芸術、国際交流に親しめる環境づくりを進め、文化の薫るまちを目指します。

6-4. スポーツの振興

市民の健康増進と生きがいづくりのため、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめるような環境づくりを推進します。

- ・生涯スポーツ活動の推進
- ・スポーツ推進委員によるスポーツの普及
- ・スポーツ施設の整備と活用
- ・競技スポーツ活動の支援
- ・大規模スポーツ大会の誘致



6-5. 文化芸術の創造

地域文化を大切にする心を育み、文化意識を高揚させるため、文化芸術の継承と活動の支援を推進します。

- ・市民による文化芸術活動の推進
- ・文化芸術活動の機会や場の充実
- ・文化施設の整備・運営



6-6. 歴史的・文化的遺産の保護と活用

貴重な郷土芸能や歴史・文化資源を守り育み、文化の薫るまちづくりを推進します。

- ・文化財の保存・整備・活用の推進
- ・地域に根ざした特色ある
伝統文化の継承
- ・教育・観光への活用の推進



6-7. 国際交流・多文化共生の推進

誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

- ・国際交流の推進
- ・多文化共生の地域づくり
- ・国際理解の推進



4 政策分野別方針 7. 都市基盤・生活基盤（1）



災害に強く、安全で安心して日常生活が送れる環境を整えます。

7-1. 災害・減災対策の充実

災害に強い組織・ひとづくりを推進するとともに、風水害や土砂災害、地震等に対する防災施策を促進し、災害に強いまちづくりを推進します。

- ・ 防災・減災意識の高揚と自主防災体制の確立
- ・ 避難行動要支援者等対策の充実
- ・ 情報伝達機能の向上
- ・ 防災・減災対策の推進



7-2. 消防・救急体制の充実

飯塚地区消防組合への支援による防災力の強化、火災等の災害現場における消防団活動の充実及び救急体制の整備を推進します。

- ・ 消防機関との連携強化
- ・ 消防施設・設備の充実



7-3. 生活安全の向上

地域での防犯、交通安全、消費者保護への取組により、安全で安心して日常生活が送れる環境づくりを推進します。

- ・ 防犯体制づくりの推進
- ・ 防犯意識の高揚
- ・ 交通環境の向上
- ・ 消費者保護の充実



4 政策分野別方針 7. 都市基盤・生活基盤（2）



住環境や公共交通などの基盤を整え、暮らしやすいまちを目指します。

7-4. 計画的な土地利用の推進

自然と調和を図りながら持続可能な都市として、暮らしやすいまちづくりを推進します。

- 計画的な土地利用の推進
- 拠点連携型の都市づくりの推進



7-5. 定住環境の充実

全ての人が安心して暮らせる、魅力ある良質な住環境の整備を推進します。

- 空家等対策の推進
- 移住・定住施策の推進
- 安心して暮らせる公営住宅の提供



7-6. 公共交通の維持と 利便性の向上

生活交通を維持・確保するとともに、利便性を向上させることにより、市民の移動手段の確保を推進します。

- 生活交通の維持・確保
- 広域交通の利便性の向上
- 買い物弱者対策の推進



4 政策分野別方針 7. 都市基盤・生活基盤（3）



公園・道路・上下水道を計画的に整備・更新し、安全で快適な生活環境づくりを進め、暮らしやすいまちを目指します。

7-7. 公園・緑地の整備

公園や緑地の適正配置や整備を行い、良好な住環境と憩いと安らぎの空間形成を推進します。

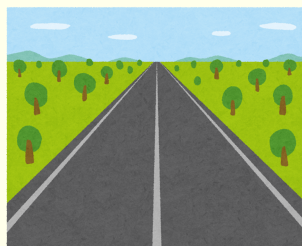
- 安全・安心な公園・緑地の整備
- 魅力ある水辺空間の整備
- 花いっぱい運動の推進



7-8. 道路の整備

広域的な道路ネットワーク形成や安全で人にやさしい道路や橋りょうの整備を推進します。

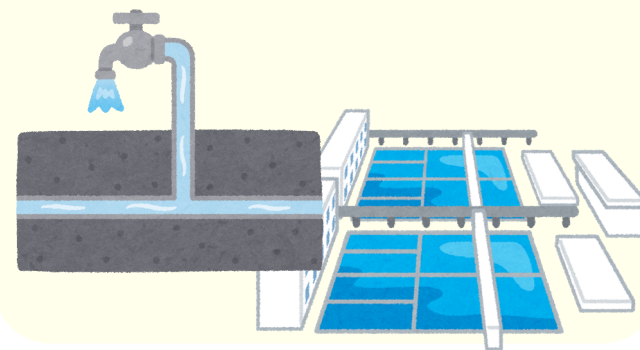
- 国道整備の推進
- 県道整備の推進
- 安全・安心な市道・橋りょう整備の推進
- 都市計画道路事業の推進



7-9. 上下水道の整備と更新

上下水道を整備・更新し、安全・安心な水環境を実現するとともに清潔で快適な生活環境づくりを推進します。

- 経営基盤の強化
- 水道施設の維持・管理
- 公共下水道事業の整備と更新



4 政策分野別方針 8. 自然環境



自然環境が守られ、清潔で快適な生活環境と循環型社会・脱炭素社会を実現するまちを目指します。

8-1. 自然環境の保全

自然環境の保全に努め、環境保全への意識を高め、生態系の保護を推進します。

- 森林の保全
- 水辺環境の保全
- 自然環境保全活動の推進
- 生物多様性の保全



8-2. 快適な生活環境づくり

公害対策の強化等を通して、快適な生活環境づくりを推進します。

- 合併処理浄化槽設置事業の推進
- 河川の水質保全
- 環境美化活動の推進
- 産業廃棄物対策の推進



8-3. 循環型社会・脱炭素社会の推進

リサイクル意識の高揚やごみ減量化等により、循環型社会の形成を推進します。

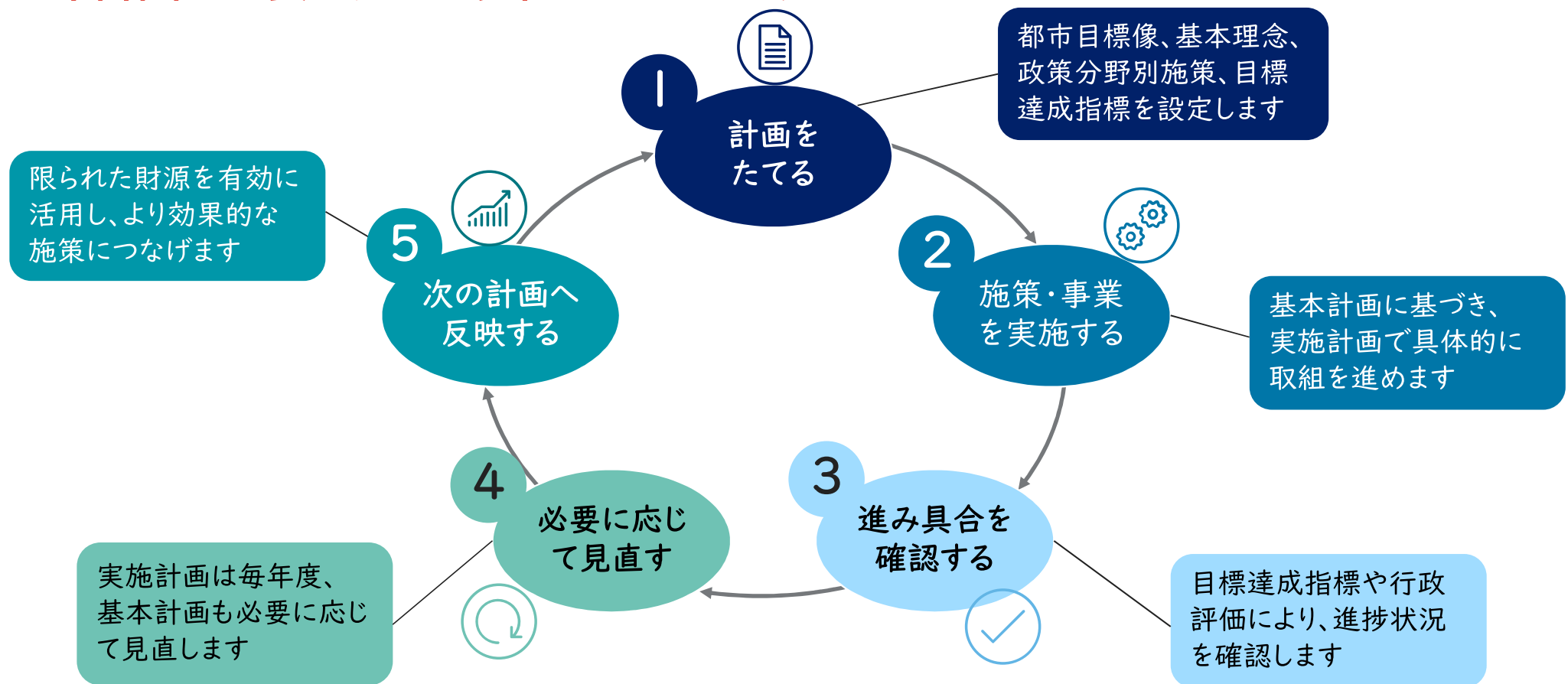
- 環境教育の充実
- 省エネ活動の啓発と脱炭素型エネルギーの利活用推進
- 4Rの推進
- ゴミ処理施設の適正管理と整備



4 総合計画の進行管理



総合計画は、毎年度、進み具合を確認しながら、実施計画は毎年度、基本計画は必要に応じて見直していきます。



5 市民意見募集（パブリックコメント）を実施しています



第3次総合計画案について、ぜひ皆様のご意見をお聞かせください。
いただいたご意見は、今後の計画づくりの参考にします。

◆ 第3次飯塚市総合計画（素案）について、市民の皆さんから広くご意見を募集しています。

募集概要

- 期間：7月17日（金）～ 8月13日（木）
- 対象者：市内在住の方又は市内へ通勤通学している方
- 閲覧場所：市ホームページ、市役所本庁、各支所、各地区交流センター、中央公民館



提出先・お問合せ先

飯塚市企画政策室企画政策担当

- 電話：0948-22-5520
- 郵送：〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号
- FAX：0948-22-5754
- 電子メール：kikaku@city.iizuka.lg.jp

意見の提出方法

- 直接提出：
左記の閲覧場所に直接提出 
- 郵送、FAX、電子メール：
左記の提出先に提出 
- 専用WEBフォームで提出：下記リンク先から提出
<https://forms.office.com/e/7dYaf33Au6>



未来の飯塚市を、みんなでつくっていきましょう

- これからの飯塚市をつくる主役は、市民の皆さん一人一人です。
- 総合計画は、まちづくりの主体である市民、各種団体、事業者等の地域と行政の共通目標であることが求められます。
- 地域共通の経営計画として、幅広い層と共有できる分かりやすい計画とします。
- ぜひ皆さんの声をお寄せください。

